

議案第 4 5 号

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の
一部改正について

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成 5 年条
例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市南行徳デイサービスセンター

位置 市川市香取 1 丁目 1 7 番 1 8 号

第 1 1 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「市川市南行徳デイサービスセンター」
を「センター」に、「前項」を「市川市公の施設の指定管理者の指定の手續等」
に関する条例（平成 1 6 年条例第 2 号。以下「手續条例」という。）第 2 条」に改
め、同項第 1 号中「千葉県内」を「千葉県知事から法第 4 1 条第 1 項本文の規
定による指定を受け、並びに千葉県内」に、「及び」を「、」に改め、「第 5 4 条
の 2 第 1 項本文」の次に「及び第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項」を、「老人福祉法」

の次に「(昭和38年法律第133号)」を加え、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(利用料金に関する経過措置)

2 令和3年4月1日前に改正前の第5条第1項の規定による承認を受け、市川市国府台デイサービスセンター(以下「センター」という。)を利用した者に係る改正前の第6条の規定によるセンターの利用に係る料金を納入しなければならない義務については、なお従前の例による。

(損害賠償に関する経過措置)

3 令和3年4月1日前にセンターの施設又は設備を壊し、汚し、又は失わせた者に係る改正前の第10条の規定による当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

理 由

国府台デイサービスセンターについて、高齢者福祉サービスの更なる充実を図るため、民間事業者にその運営を引き継ぐことから、公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。